



## 二枚舌の朝日か、計算できない読売か

### 朝日新聞 09年 12月 26日

#### 「審理 3日間、重い量刑 運動封じ込め狙いか」

中国の民主派作家にたった3日間の審理で、起訴状丸写しの判決、それも11年の実刑だと。

「共産党独裁を廃止し、『中華連邦共和国』の樹立をよびかけ、共産党や指導者を批判したのは重大な犯罪行為」だから「懲役11年と政治的権利剥奪2年」だって。「裁判官は被告人や弁護士の陳述を途中で打ち切った」とも。

うーむ、うーむ、うーむ。でもねえ、こっちの国もひどいもんだよ。

「全国情報」創刊号～第3号を見て。3日間の審理で懲役11年以上の判決になったのは、

- 青森 9/2・15年、和歌山 9/14・無期懲役、横浜 9/29・19年、大分 10/14・14年、富山 10/27・17年、浜松 10/27・13年、鳥取 10/27・21年、仙台 11/4・17年、徳島 11/17・12年、広島 11/18・16年、沼津 11/24・24年

去年だけでも11件あるんやん。じゃあ、4日間の審理ならいいのかって話じゃないけどね。

しかも、3日間といっても、初日の審理が始まるのは、たいてい午後からでしょ。

3日目は評議だし。正味の審理時間なんて2日もないのが普通。判決19年の横浜の審理時間はたったの7時間だったね。

中国の裁判は3日間じゃダメだけど、日本の裁判は3日間どころか7時間でもいいってことか（・◇・）？  
ねえ朝日さん、「裁判員制度 何を封じ込めるのが狙いか」くらいは言ってみろってんだ\(>◇<)/



### 読売新聞 10年 1月 5日

#### 「裁判員 厳罰化見られず」「被害者参加制度 本社集計」

「被害者参加制度が適用された裁判員裁判では、検察官の求刑と比べて判決の懲役年数の割合が8割程度」「被害者参加がなかった場合よりはやや高いものの、顕著な厳罰化の傾向は見られない」

この記事には、「被害者側が具体的な量刑を挙げて求刑意見を述べた判決」という表が掲載されている。

※は堺支部

地裁 (判決日)	罪名	判決	検察側 求刑	被害者側 求刑意見	8割年月数
東京 (8月6日)	殺人	15年	16年	20年以上	12年10月
横浜 (10月1日)	殺人	19年	22年	死刑	17年7月
大阪※ (10月29日)	強盗傷害	8年	10年	少なくとも 10年	8年
鳥取 (10月29日)	強盗殺人 未遂	21年	22年	無期	17年7月
東京 (11月9日)	殺人未遂	9年	12年	20年	9年7月
広島 (11月20日)	殺人	16年	18年	無期	14年5月
名古屋 (12月10日)	殺人	17年	18年	死刑	14年5月

それに求刑の8割の年月数をつけた表がこれ←

平均8割9分。こういうときは9割程度っていうんだけど、インコのお山では。

それに求刑の9割程度の判決って「過去に例を見ない重罰化」と言うんだってね、人間の法曹界では。ねえ読売さん、

インコもう言うべき言葉なしやわ  
→(「◇」)「フツ